

＜職務発明制度に関する意見＞

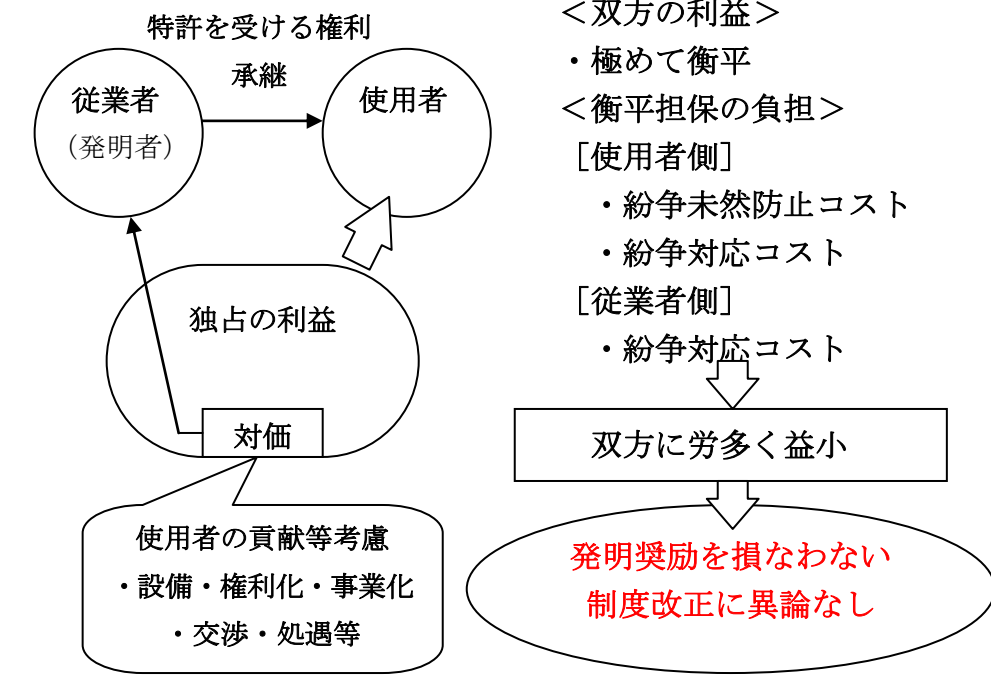
＜概要＞

1. 発明者：自然人たる従業者
2. 特許を受ける権利：使用者帰属（従業者の対価請求権無し）
3. 発明報奨：法的に担保
4. 報奨の詳細：自由裁量、ガイドライン

＜対象＞

- ・ 中小・ベンチャーを含む企業、一般的雇用契約による従業者
- ・ 大学発明、スーパー発明者、フリーランス等は別途検討要

＜改正要否検討＞



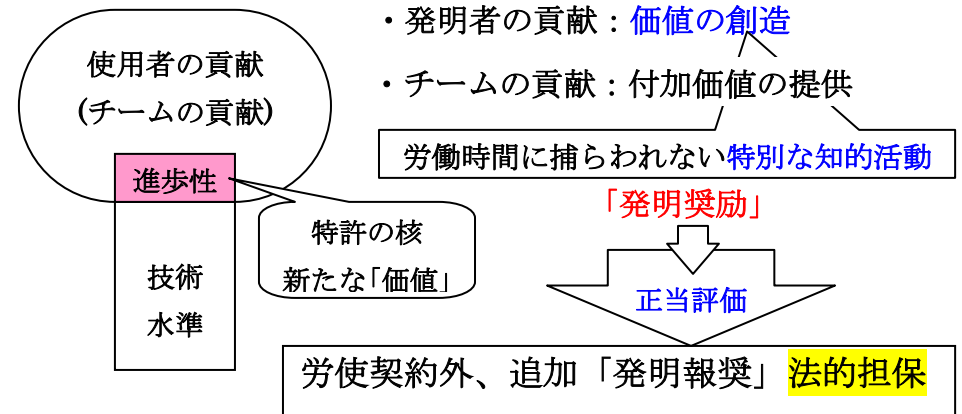
＜発明者＞

発明は自然法則を利用した技術的思想の創作という事実行為
 → 発明を生み出す発明者たるものは **自然人** にのみ認めるべき。

＜特許を受ける権利の帰属＞

- ・ 産業界の要望
- ・ 現行制度の実態（予約承継）
- ・ 現行制度に起因する無駄コスト削減への実効性
 → **使用者帰属** は認容可能

＜発明報奨＞



＜報奨の詳細＞

- ・ 多彩なレパートリー
 - ・ 企業の競争原理
 - ・ 研究者の意識(*1)
 - ・ 一律最適の困難性
-
- ・ 報奨規定整備された企業は **自由裁量**
 - ・ 未整備企業のため **ガイドライン** 公表、**ADR機関** 設置

(*1) 平成26年3月24日第1回特許制度小委員会資料4（アンケート）参照